

津軽七里長浜洋上風力合同会社「(仮称) 青森沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年11月1日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 青森沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、津軽七里長浜洋上風力合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県つがる市及び西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町の沿岸
原動力の種類：風力（洋上）
出力：最大600,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年 5月12日
環境大臣意見受理	令和3年 7月 2日
経済産業大臣意見発出	令和3年 7月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年 3月23日
住民意見の概要等受理	令和4年 6月 7日
青森県知事意見受理	令和4年 9月 8日
経済産業大臣勧告発出	令和4年11月 1日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742（直通）

津軽七里長浜洋上風力合同会社「(仮称) 青森沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
2. 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の大規模な夜間の渡りは短期間に行われるとともに、融雪状況に影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
3. 流況等の調査に当たっては、季節変動が予想されることから、適切な調査時期及び期間を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)